

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年9月24日（火） 10：02～10：08

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：松本剛明 国务大臣（総務大臣）
小泉龍司 国务大臣（法務大臣）
鈴木俊一 国务大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
盛山正仁 国务大臣（文部科学大臣）
坂本哲志 国务大臣（農林水産大臣）
齋藤健 国务大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国务大臣（国土交通大臣）
伊藤信太郎 国务大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木原稔 国务大臣（防衛大臣）
林芳正 国务大臣（内閣官房長官）
河野太郎 国务大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土屋品子 国务大臣（復興大臣）
松村祥史 国务大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加藤鮎子 国务大臣（内閣府特命担当大臣）
新藤義孝 国务大臣（内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国务大臣（内閣府特命担当大臣）
自見はなこ 国务大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：岸田文雄 内閣総理大臣
上川陽子 国务大臣（外務大臣）
武見敬三 国务大臣（厚生労働大臣）
陪席者：村井英樹 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
岩尾信行 内閣法制局長官
欠席者：森屋宏 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	1件
○国会提出案件	2件
○政令	4件
○人事	5件
○報告	4件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。

○村井内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「ブルンジ国」及び「シエラレオネ国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、26日、信任状捧呈の予定であります。

次に、国家公務員及び自衛隊員に係る「令和5年度の倫理に関する状況報告」について、御決定をお願いいたします。本報告は、国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法に基づき、提出が義務付けられている各種報告書の提出件数等を国会に報告するものであります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「官報法の施行期日令」は、同法の施行期日を令和7年4月1日とするものであります。

次に、「農林水産省及び国土交通省組織令」の各一部改正令は、所掌事務の的確な遂行等を図るため、事務の移管等を行うものであります。

次に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部改正令」は、規制の対象となる化学物質を新たに指定する等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、坂本農林水産大臣が、G7農業大臣会合出席等のため、明日から30日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、特命全権大使小林賢一に、環太平洋パートナーシップ協定等を担当するための日本政府代表を命ずること等について、御決定をお願いいたします。

次に、内閣官房及び外務省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり、承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、国際連合日本政府代表部在勤大使志野光子に、ドイツ国駐箚を命ずるものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、水野信男外101名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、一般職の国家公務員等及び自衛隊員に係る再就職状況について、御報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等から令和6年度第1・四半期になされた再就職に関する届出を内閣に報告するものであり、あわせて、昨年度の報告を取りまとめ公表するものであります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、文部科学大臣。

○盛山国務大臣：国立大学法人宮崎大学の長につきまして、別紙のとおり任命したいので、御了解願います。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣臨時代理たる私から、海外出張不在中の臨時代理について、申し上げます。坂本大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、齋藤健大臣を臨時代理とすることといたします。

これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

- 資料あり ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし ☆南部潤一郎外1名を判事兼簡易裁判所判事に任命することについて（決定）
- 資料あり ☆兵庫教育大学名誉教授水野信男外101名の叙位又は叙勲について（決定）

◎報 告

- 資料あり ☆国家公務員法第106条の25第1項等の規定に基づく報告について（内閣官房）
- 〃 ☆自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告について（防衛省）
- 〃 ☆国家公務員法第106条の25第2項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の公表について（内閣官房）
- 〃 ☆自衛隊法第65条の11第6項の規定に基づく自衛隊員の再就職状況の公表について（防衛省）

[○署名あり ☆署名なし]